



山原 治

税 理 士
社 会 保 険 労 務 士
行 政 書 士

税経労務通信

事務所

編集 発 行 人

税 理 士
社 会 保 険 労 務 士
行 政 書 士

山 原 治

〒910-0003
福 井 市 松 本 4-2-4
加 藤 ビル 2F

TEL 0776(21)2470(代)
FAX 0776(24)3311
URL <http://www.yamahara-office.jp>
E-mail info@yamahara-office.jp

◆ 11月の税務と労務

11月

(霜月) NOVEMBER

3日・文化の日 23日・勤労感謝の日

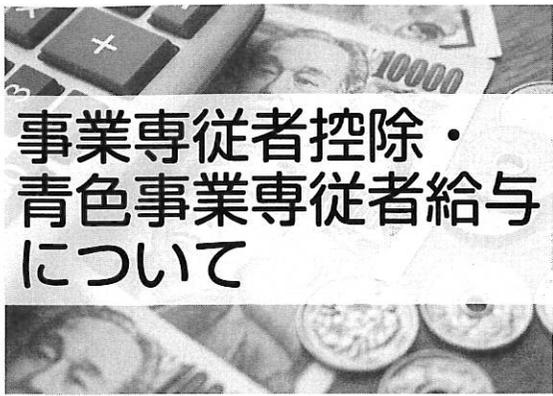
- 国 税 / 10月分源泉所得税の納付 11月10日
- 国 税 / 所得税予定納税額の減額承認申請 11月15日
- 国 税 / 所得税予定納税額第2期分の納付 11月30日
- 国 税 / 9月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 11月30日
- 国 税 / 12月、3月、6月決算法人の消費税等の
中間申告(年3回の場合) 11月30日
- 国 税 / 3月決算法人の中間申告 11月30日
- 国 税 / 個人事業者の消費税等の中間申告
(年3回の場合) 11月30日
- 地方税 / 個人事業税第2期分の納付
都道府県の条例で定める日

| 日 | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 |
|----|----|----|----|----|----|----|
| . | . | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 |
| 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 |
| 13 | 14 | 15 | 16 | 17 | 18 | 19 |
| 20 | 21 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 |
| 27 | 28 | 29 | 30 | . | . | . |

※税を考える週間 11月11日~11月17日



滞納処分免脱罪 税金を滞納した場合、財産の差押えなどの滞納処分が行われることがあります。その際、財産を隠蔽するなど滞納処分の執行を免れようとする悪質な事案等について適用される罰則が滞納処分免脱罪で、3年以下の懲役または250万円以下の罰金が科されます。令和3年度は4件(7人(社))が同罪で告発されています。



事業専従者控除・青色事業専従者給与について

所得税では、原則として、事業主が生計を一にする親族に給料を支払っても、その金額を必要経費に算入することはできません。

ただし、白色申告者の場合は、事業に専ら従事する親族従業員の数、配偶者かその他の親族かの別、所得金額に応じて計算される金額を必要経費とみなす「事業専従者控除の特例」、青色申告者の場合は、一定の要件の下に実際に支払った給与の額を

必要経費とする「青色事業専従者給与の特例」があります。

今回は、事業専従者控除・青色事業専従者給与について見ていきます。

1 事業専従者控除

(1) 事業専従者の要件

事業専従者とは、次の要件のすべてに該当する者をいいます。

- ① 事業主（白色申告者）と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- ② その年の12月31日現在で、年齢が15歳以上であること
- ③ その年を通じて6か月を超える期間、その白色申告者の営む事業に専ら従事していること

(2) 事業専従者控除額

事業専従者控除額は、次の①または②の金額のいずれか低い金額となります。

- ① 事業専従者が事業主の配偶者であれば86万円、配偶者でなければ専従者一人につき50万円

② この控除をする前の事業所得等の金額を、専従者の数に1を足した数で割った金額

なお、この特例の適用を受けるためには、確定申告書にこの控除を受ける旨や、その金額など必要な事項を記載する必要があります。

2 青色事業専従者給与

(1) 青色事業専従者の要件

青色事業専従者とは、次の要件のいずれにも該当する者をいいます。

- ① 事業主（青色申告者）と生計を一にする配偶者その他の親族であること
- ② その年の12月31日現在で、年齢が15歳以上であること
- ③ その年を通じて6か月を超える期間、その青色申告者の営む事業に専ら従事していること

ただし、年の中途の開業等の理由により、事業がその年中を通じて営まれなかった場合や、事業に従事する親族の病气、婚

姻その他の理由により、その年中を通して事業に従事することができなかった場合には、事業に従事することができると認められる期間の2分の1を超える期間において、専ら従事していることとされています。

(2) 届出書の提出

この特例の適用を受けるためには、「青色事業専従者給与に関する届出書」を納税地の所轄税務署長に提出する必要があります。

提出期限は、青色事業専従者給与額を必要経費に算入しようとする年の3月15日（その年の1月16日以後、新たに事業を開始した場合や新たに専従者がいることとなった場合には、その開始した日や専従者がいることとなった日から2か月以内）までとされています。

なお、この届出書には、青色事業専従者の氏名、仕事の内容、給与の金額、支給期などを記載することになっています（次頁表参照）。

また、専従者が増える場合や、給与を増額する場合など、届出の内容を変更するためには、「青

| 届出書の記載事項 | |
|----------|------------------------|
| ① | 提出者(事業主)の氏名・住所(納税地)・職業 |
| ② | 青色事業専従者の氏名・続柄・年齢・経歴年数 |
| ③ | 仕事の内容・従事の程度、資格等 |
| ④ | 給与及び賞与の金額(賞与は支給基準)・支給期 |
| ⑤ | 昇給の基準 |
| ⑥ | 他の業務等にも従事している場合にはその事実 |
| ⑦ | 使用人の給与に関する事項(②～⑤に準ずる) |
| ⑧ | その他参考となるべき事項 |

色事業専従者給与に関する変更届出書」を遅滞なく納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

(3) 青色事業専従者給与の額
青色事業専従者給与として認められる額は、次の金額となります。

① 届出書に記載されている方法により支払われ、しかもその記載されている金額の範囲内で支払われたものであること

② 労務の対価として相当であると認められる金額であること
したがって、①や②を超える部分の金額は過大とされ、必要経費に算入することはできません。

この場合の「労務の対価として相当であると認められる金額」については、非常に判断が難しいところです。労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度、他の使用人の給与の状況、同種の事業でその規模が類似するものに従事する者の給与の状況などが判断の基準とされています。

また、税務署との見解の相違による、国税不服審判所における裁決例や裁判所における判決例が多くあります。

その裁決例、判決例を見ると、売上金額が当事者の2分の1から2倍までの類似同業者の青色事業専従者給与の平均額・他に使用人がいる場合には、その使用人の労務の性質、従事時間等を基準に算定した金額などを判断基準としているケー

スが見受けられます。ただし、類似同業者の平均額を調べることはかなり困難であることから、他の使用人の給与の額(使用人がいない場合には、親族というフィルターをはずして常識的に算定した金額)などを基準として、検討することになると思われます。

3 親族が事業に専ら従事しているかどうかの判定
事業に従事する親族であっても、次に該当する期間がある者は、その期間は、「事業に専ら従事する」期間に該当しないこととされています。

① 高校、大学その他専修学校などの学生又は生徒である者。ただし、夜間において授業を受ける者が昼間を主とする事業に従事する場合、昼間を主とする事業に従事する場合などのように、事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者は除かれま

② 他に職業を有する者。ただし、その職業に従事する時間

が短いなど、事業に専ら従事することが妨げられないと認められる者は除かれます。

③ 老衰その他心身の障害により、事業に従事する能力が著しく阻害されている者。

4 その他の注意点
「生計を一にする」とは、必ずしも同居していることをいうのではなく、勤務の都合により家族と別居している場合や、修学・療養などのために別居している場合でも、生活費・学費・療養費などを常に送金しているときや、休日等には起居を共にしているときも含まれます。

また、白色申告者の事業専従者、青色申告者の事業専従者として給与の支払を受ける者は、控除対象配偶者や扶養親族にはなれません。

【参考資料】
国税庁
タックス
アンサー



税金クイズ

税務署が発足した明治29年、同じ名称をもつ税務署はいくつも存在しました。その中で、同名の税務署の数が最も多かったのは、「富岡税務署」で全国に4署ありました。では、この4つあった「富岡税務署」は、群馬県、福島県、愛知県のほか、どの県にあったでしょうか。

- ①徳島県 ②和歌山県 ③愛媛県

【解説】

「税務署」ができる前は、府県ごとに設けられた収税署が国税徴収業務を担っていましたのでその府県内で名称が重複しない限りは、特に混乱もなく、全国で収税署の名称が重複する例が散見されました。しかし、明治29年に税務管理局官制ができ、全国統一の機関として税務署が発足する

と、同一名称が混乱の元となったため、徐々に名称が変更されていきました。

現在、富岡税務署といえば、群馬県に所在しています。この富岡税務署は、大正13年に一度、高崎税務署に吸収された後、昭和22年に群馬富岡税務署として独立し、昭和42年に富岡税務署に改称しました。

福島県にあった富岡税務署は明治42年に双葉税務署、さらに大正13年には相馬税務署と合併して現在に至ります。愛知県の富岡税務署も明治42年に新城税務署と合併し、現在に至ります。

徳島県にあった富岡税務署は、明治42年に那賀税務署と改称しますが、昭和16年に再び富岡税務署という名称に戻りました。その後、昭和33年に現在の阿南税務署へと改称しています。昭和16年から昭和33年までは、富岡税務署といえば、徳島県の現阿南税務署を指していました。

——— 正解は、①の徳島県でした。

世界の税金

窓税(イギリス)

窓開けによる換気の重要性が注目される昨今ですが、イギリスでは1696年から1851年まで、「窓税」を導入し、窓の数に応じた税金を徴収していました。

窓税導入前のイギリスには、家庭内の暖炉の数に応じた暖炉税が徴収されていました。しかし、そのために役人が家庭内に入ることに、強い抵抗があったと言われていました。

暖炉税に変わり導入された窓税は、窓の多い大きな家を所有する富裕層を主なターゲットとして導入されました。

窓税が導入されると、その課税を逃れるため、窓を塞いだりする等の対応をしたため、日光不足や室内換気の悪化で、健康を害するような事例が続出したと言われていました。

KEY WORD

パートで働く配偶者の収入の壁

配偶者の収入がパート収入だけの場合、その収入が103万円以下であれば給与所得控除額の55万円を差し引くと配偶者の合計所得金額は48万円以下となり、納税者本人(配偶者のパートナー)は、配偶者控除が受けられます。配偶者本人にも所得税はかかりませんが、納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合、配偶者控除は受けられません。

配偶者本人のパート収入が103万円を超えた場合でも、201.6万円未満であれば、納税者本人には配偶者特別控除の適用があります。

ただし、従業者数101人未満の企業に勤める配偶者のパート収入が130万円(従業者数101人以上企業に勤める配偶者の場合には106万円)以上になると、社会保険の被扶養者から除外され、配偶者本人に健康保険料等の負担が生じます。